

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 275.9 ha	多摩区登戸地内において、箇所番号 5 0 3 の位置、区域及び面積を変更する。
	合計箇所数 1,759

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、そのなかで、登戸土地区画整理事業の進捗に伴い当該事業地区内の生産緑地について仮換地の指定を行ったため、本案のとおり変更するものです。